

県に第2次監査請求

シーガイア 基金返還 1524人分の署名簿

「シーガイア支援基金の住民監査請求をすすめる会」(代表・後藤好成弁護士)は十九日、県監査委員(四人)に対して、基金に支出した六十億円を返還を松形知事に勧告するよう求める第二次住民監査請求を行い、千五百二十四人分の署名簿を提出した。県監査委員は七月十八日までに結果を出す、第一次請求(四月十三日棄却)と同じ結果になれば、同会は請求者を、松形知事を相手取り返還を求める住民訴訟(宮崎

地裁に五月十二日提訴)に参加させる手続きを取る。同日は後藤弁護士ら五人が県監査事務局を訪れ、一次請求に間に合わなかった六百三人分と新たな呼び掛けで集めた九百二十一人分の署名簿を提出した。

この後、会見した同会は「シーガイアへの支出に公益性はなく捨て金。不条理な税金の使い方はゆるめべき」と説明。請求書言に①構想発表から二カ月での支出、県民の納得と理解は得られていない②債務超過

状態の第三セクターは事業存廃を含む検討が必要などとした自治省通達の趣旨に反する③の二点を追加したことを明らかにした。

この住民監査請求の請求者は、第一次請求で受理された千九百六十一人と合わせて県内四十三市町村の三千四百八十五人となった。同会は「第一次請求は棄却されたが、多くの人が公金支出の不当性に怒りと疑問を持っていることを示している」と話している。

シーガイア 基金 支援

住民が二次監査請求

棄却なら訴訟参加方針

県が「シーガイア支援基金」に六十億円を拠出したのは違法として、市民グループ「住民監査請求をすすめる会」の呼びかけにこたえた千五百二十四人が十九日、松形祐典知事に拠出金の返還を勧告するよう求める第二次住民監査請求を県監査委員に申し立てた。一次請求に続いて棄却された場合、賛同者を募り、知事に六十億円を返還するよう求めて十二日、宮崎地裁に起こした住民訴訟に共同参加する方針だ。

請求によると、シーガイアには公益性がなく、経営破たん状態で拠出金は捨て金になるとの第一次請求の主張に加え、①必要額、具体的用途が不明のまま支出された②第三セクターの場合、「出資の範囲内の負担が原則」とする自治省通達に違反する、としている。

「すすめる会」代表の後藤好成弁護士は「二度棄却されても、これだけ大勢が申し立てに参加した。県民

の怒りの強さの現れだ」と述べた。

シーガイア支援 第2次監査請求 市民グループ

宮崎県の松形祐典知事が「シーガイア支援基金」(正式名称「国際コンベンション・リゾートみやぎ振興基金」)に県費六十億円を拠出したのは違法として、市民グループが十九日、県監査委員に拠出金返還を知事に勧告するよう求める第二次住民監査請求を行った。

「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会(代表・後藤好成弁護士)の呼び掛けに応じた県民千五百二十四人が請求。拠出は「公益上必要性がなく違法・不当」と主張している。

住民監査を再び請求

アイガ基金 一新に1524人参加
「すすめる会」 新たに1524人参加
市内の弁護士らでつく

る市民団体「シーガイア 支援基金の住民監査請求をすすめる会」(代表・後藤好成弁護士)は十九日、シーガイア支援を目的とした基金に、県が六十億円の公的資金を拠出したのは「公益性がなく違法」として、同県監査

松形祐禰知事に六十億円の返還を求める訴えを宮崎地裁に起こしている。後藤弁護士は「二次請求棄却後も監査請求希望者が相次いでいるのは、県民が基金や監査結果に納得していない証拠だ」と話している。今回の請求については、県監査委は六十日以内に結果を公表。再び棄却されれば、請求者は訴訟の原告に加わる可能性がある。

1524人が2次請求

60億円返還求め

アイガ基金 一新に1524人参加
「すすめる会」 新たに1524人参加
市内の弁護士らでつく
る市民団体「シーガイア 支援基金の住民監査請求をすすめる会」(代表・後藤好成弁護士)は十九日、シーガイア支援を目的とした基金に、県が六十億円を拠出したのは違法

と認めた。2月18日には「すすめる会」の呼びかけに応じた約2000人が同様の趣旨で第一次の住民監査請求をした。この日の第二次監査請求では、新たに呼びかけに賛同した1524人が請求人となった。これで西米良村を除く県内すべての市町村から監査請求に参加したことになる。

第一回監査請求は棄却されたため、すすめる会は今日12日、松形知事を相手に60億円の返還を求める住民訴訟を宮崎地裁に起こした。後藤弁護士は「再びこれだけの人が名を連ねたのは、前回の監査結果に満足していない人が多いというところ。結果次第では、先の住民訴訟に共同参加することになる」と話している。

【山崎 太郎】

シーガイア投入の県費 60億円の返還を求め 第二次住民監査請求 宮崎県民1524人

千百十五億円の累積赤字をかえ破たん状態にある宮崎市の第三セクターリゾート施設「シーガイア」へ投入した県費六十億円について十九日、松形県知事に全額を戻すよう求め、県民千五百二十四人が住民監査請求しました。これは二月十八日の二千三十

八人に続く、第二次の請求。四月十三日に、県監査委員はその棄却を発表。請求人らは棄却は不当として地方自治法にもとづく住民訴訟を提訴しています。この日「シーガイア支援基金住民監査請求をすすめる会」代表の後藤好成弁護士、事務局長の平野公孝宮崎大学教授ら請求人代表が県庁を訪れ、請求書を提出し、記者会見をおこないました。

記者会見で、後藤弁護士は、この運動への県民の反響が大きくなり、第一次の請求に、間に合わなかった請求人が今回多数占めていることを紹介。第一次請求の棄却発表後も少なくない住民が請求人に加わっていることを示し、「県費支出に県民納得が得られていないことは明らか」とのべました。地方自治法によると、県監査委員は、この日から六十日以内に、監査結果を知事に勧告することになっています。

リゾート基金への県支出

2次住民請求も棄却

県監査委

シーガイア支援を主目的とした基金に松形知事が支出した六十億円を返還を同知事に勧告するよう、「シーガイア支援基金の住民監査請求をすすめる会」(代表・後藤好成弁護士)が求めた第2次住民監査請求について、県監査委員(四人)は十四日、「請求には理由がない」として棄却した。

約千五百人による請求人の多くは、同会が松形知事を相手取って金額返還を求めている住民訴訟に参加するとみられる。

第2次請求では①シーガイアは営利目的の施設でフェニックスリゾート社の事業自体に公共性は存在しない②六十億円全額を同社に援助しても観光産業の振興には役立たない③第一次請求と同じ項目に「債務超過の第三セクターは事業存廃を含む検討が必要とした自治体運営の趣旨に反する」ことも付け加えた。

監査委員は七回にわたって協議会を開催。「フェニックスリゾート社の行う事業は公益性、公共性がある」「経済全体の活性化を促すものとして重要性、緊急性、有効性が認められる」「三セク指針は地方公共団体に義務を課すものではなく、違法ではなく」と結論つけた。

しんぶん赤旗 00年07月16日

県監査委員が棄却

シーガイアへの県税投入 返還求める第2次監査請求

宮崎県監査委員は十四日、千二百十八億円の累積赤字を事実上破たん状態の宮崎市の第三セクターリゾート施設「シーガイア」を運営するフェニックスリゾート社への六十億円県費支援は不当として、松形祐典県知事に金額を真に返還するよう求めていた第二次住民監査請求を棄却しました。

宮崎県監査委員は十四日、千二百十八億円の累積赤字を事実上破たん状態の宮崎市の第三セクターリゾート施設「シーガイア」を運営するフェニックスリゾート社への六十億円県費支援は不当として、松形祐典県知事に金額を真に返還するよう求めていた第二次住民監査請求を棄却しました。それをうけ五月に六百人をこ

請求していたのは、「シーガイア支援基金の住民監

毎日新聞 00年07月15日

第2次請求も棄却

県監査委員

宮崎市のシーガイア支援を主目的とする「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」に県が出資した60億円を巡り、市民グループが「出資は公益性がなく違法」として金額を県に戻すよう松形知事に求めた第2次住民監査請求について、県監査委員(四人)は十四日、請求を棄却した。

請求していたのは「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会(代表・後藤好成弁護士)の請求人1429人。同会は今年9月に同じ内容で住民監査請求し4月に棄却されたため、松形知事を相手に5月、60億円を県に返還するよう求める住民訴訟を宮崎地裁に起こしている。

県監査委員はシーガイアについて今回の第2次請求でも、4月の監査結果と同様に「県内産業に及ぼす効果は大きく、高い公共性と公益性があると判断した。」

【奥田 伸一】

今回の棄却を受け、請求人の一部は、住民訴訟の原告団に加わることになりました。原告団は、傍聴や「訴訟を支える募金」などの支援を訴えています。問い合わせは事務局 ☎0985 (02) 51690